
今月のテーマ 確定申告における所得控除の注意事項

給与の年間収入金額が2,000万円を超える人は、[No.071](#)でご紹介した年末調整をすることができませんので、2月16日から3月15日までの間に確定申告書を提出することになります(参考 [No.049](#))。そこで今回のタックスニュースでは、確定申告において、所得金額からマイナスすることができる所得控除のうち、特に注意すべき点をご紹介します。

1. 社会保険料控除

その年中に支払った国民健康保険料・国民年金保険料や給与から差引かれた健康保険料・厚生年金保険料などが控除の対象となります。申告者本人の保険料だけでなく、生計を一にする配偶者・親族が納付すべき保険料を申告者が支払った場合も控除の対象となります。

なお、平成27年に支払うべき保険料で平成27年中に払っていないもの対象とはなりません。前払いした保険料については、全額が対象となる場合があります。

※「生計を一にする」とは、一家族が一つの財布からお金を使って生活している状態とイメージして下さい。例えば、長男が遠方の大学で下宿生活をしていても、学費や生活費を実家の両親が仕送りしていれば生計を一にしていると判断されます。

2. 生命保険料控除

申告者本人が支払った生命保険料が控除対象となりますので、契約者は申告者本人である必要はありませんが、保険金の受取人の全てが申告者本人かその配偶者・親族でないと対象とはなりません。

生命保険料控除額の計算に当たっては、保険契約の締結日が平成23年12月31日以前か平成24年1月1日以後かどうか重要なポイントです。保険会社から送られてきた生命保険料控除証明書の表記に“旧”という文字が付いている場合は前者の期間に、“新”という文字が付いていれば後者の期間に契約したものととなります。“新旧”の違いにより控除額を計算する算式が変わってきますので注意が必要です。

3. 医療費控除

申告者本人が、自身や生計を一にする配偶者・親族のために支払った医師や歯科医の診療費、薬の購入代金など、治療のために必要な医療費が医療費控除の対象となります。したがって、通院のための交通費も治療に必要なものとして医療費控除の対象となります。しかし、下記に掲げる費用は対象としないので注意が必要です。

- 人間ドッグ・健康診断の費用や予防接種の費用
- 健康増進を目的に購入するドリンク剤や栄養補助食品
- 治療に直接必要としない眼鏡等の購入代金

ただし、人間ドッグや健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合の人間ドッグの費用についても医療費控除の対象となる場合があります。そして、入院給付金や高額療養費の給付を受けたときは、給付の対象となった医療費から給付金相当額を減額する必要があります。

4. 扶養控除

申告者と生計を一にする親族(配偶者と事業専従者を除く)のうち、その年の12月31日に16歳以上であり、その年中の合計所得金額(その年中に稼得した全所得の合計金額をいいます)が38万円未満の人が控除対象扶養親族となります。平成27年の確定申告における扶養控除の対象者を下記に記載しましたので参照ください。

平成27年 控除対象扶養親族の区分		控除額	
一般の控除対象扶養親族	平成12年1月1日以前に生まれた者 (年齢16歳以上)	38万円	
特定扶養親族	平成5年1月2日から平成9年1月1日までに生まれた者 (年齢19歳以上23歳未満)	63万円	
老人扶養親族	昭和21年1月1日以前に生まれた者 (年齢70歳以上)	同居の場合	58万円
		同居で無い場合	48万円